

第2次雲南市道路整備計画

(令和5年度～令和14年度)

令和4年8月

雲 南 市

目 次

1. はじめに	1
(1) 道路整備の現状	
(2) 道路整備の課題	
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の概要	3
(1) 計画の目的	
(2) 計画の期間	
4. 基本方針	3
(1) 基本的な方針	
(2) 財源の確保	
5. 計画路線	4
(1) 対象路線の選定	
(2) 優先順位	
6. 計画の実施	4
〔別紙〕 路線の評価基準	5

1. はじめに

(1) 道路整備の現状

雲南市では、平成24年度に計画的な道路整備を推進するため、雲南市総合計画に基づき「雲南市道路整備計画」（以下、「1次計画」という。）を策定し、道路整備の優先度と事業費の配分による地域バランスを考慮した計画的な市道の整備を進めてきた。

1次計画では、整備延長14kmを目標に、平成25年度から令和4年度までの10年計画として、総事業費33億円、年間事業費約3億円で進めてきたが、近年では財政計画の見直しにより年間約2億円の配分となり、また、整備単価の上昇などを要因に、整備延長は約9kmに留まる結果となった。

また、1次計画を進める中で、地域バランスを重視したことによる弊害として、今後整備が必要と判断する未着手路線数に地域間の偏りが生じている。

(2) 道路整備の課題

市の中期財政計画（令和4年度～令和8年度）では、普通建設事業費が令和4年度の約38億円から令和8年度には約15億円に縮小する計画としている。

そのような中、令和3年7月には未曾有の大災害に見舞われ、市内の道路網は大きな被害を受けた。

市民からは、一日も早い復旧を望まれているが、約一年経過した現在においても生活に支障となっている箇所が多く、市は令和4年度を復興元年と位置付け一日も早い復旧・復興を最優先に取り組む方針としている。

また、近年では、橋梁やトンネル、舗装等の道路施設の老朽化が進み、道路の維持管理費が増加傾向にある。

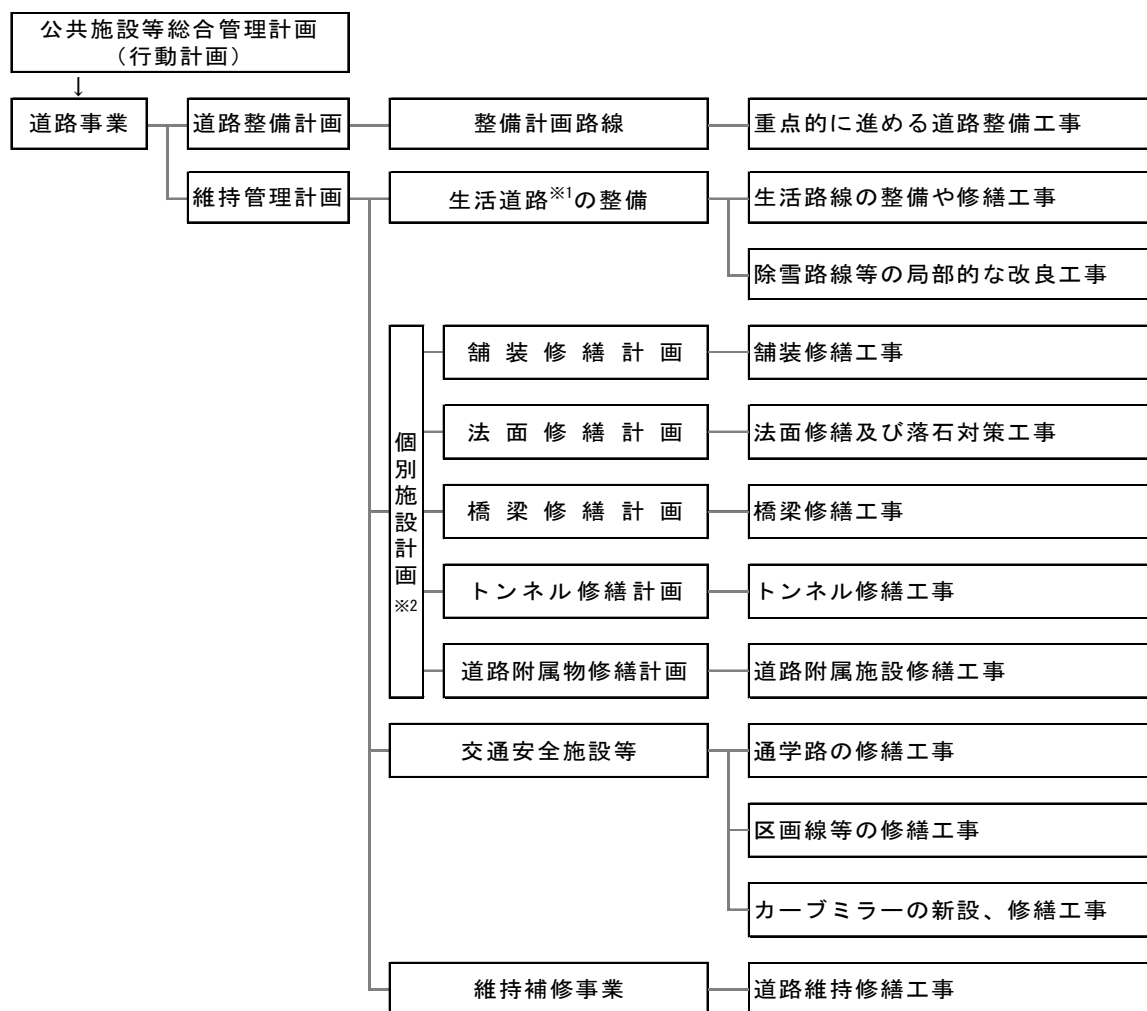
これらに加え、収束の兆しが見えない新型コロナウイルス関連の対策や、交流センター建設、FTTH方式による光ファイバー伝送路の整備など、社会基盤整備に必要な事業を計画している。

今後も適正な予算執行が求められる中、道路事業の予算を道路整備と維持管理に配分し、整備効果が十分に発揮されるよう道路事業全体で効率的に事業を進める必要がある。

2. 計画の位置付け

本計画は、雲南市が管理する市道について、雲南市公共施設等総合管理計画（以下「行動計画」という。）に基づき、道路ネットワークを形成し、不特定多数が利用する路線や、災害発生時の避難経路または緊急輸送路として重要となる路線で、局部改良を除く一定区間以上の道路の拡幅や機能向上を図るため、重点的に進める道路整備の具体的な方針を定めるものである。

〔道路事業体系図〕



※1 生活道路とは、主として地域住民の日常生活に利用される道路

※2 個別施設計画とは、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、安全性や経済性、重要性の観点から、計画的に取り組む必要性がある施設について策定した計画

3. 計画の概要

(1) 計画の目的

令和2年3月に策定した「第2次雲南市総合計画 後期基本計画」では、人口の社会増に向けた戦略として定住基盤の整備を挙げており、人口流出が激しい周辺地域の集落機能維持に向けた対策を行う必要があるため、地域自主組織を中心とした周辺地域への移住・定住を推進するものとしている。

また、令和3年7月の豪雨災害により市内の多くの道路が被災し、孤立箇所も発生した経過もあるため、災害などの緊急時に避難路として防災機能を発揮できる道路の整備が求められている。

このことから、行動計画の基本方針である「保有量、配置の適正化」に基づき、市内の道路ネットワークを構築するため、安全性や道路利用者のニーズなどを踏まえ、重点的に整備する路線について優先度を評価するとともに、事業費の平準化を図るなど、計画的な整備を進めることを目的とする。

(2) 計画の期間

整備路線では工事期間が複数年度にわたるため、長期計画として令和5年度から令和14年度までの10年間とする。

4. 基本方針

(1) 基本的な方針

未整備路線数の地域間の偏りや、令和3年7月豪雨の被災により避難経路となる路線の整備の必要性を踏まえ、整備の必要性や優先度を見極め、より効果的な計画となるよう、小さな拠点をつなぐ道路ネットワークを形成し、不特定多数が利用する道路や、避難経路確保のための路線の整備を重点的に進める。

(2) 財源の確保

社会資本整備総合交付金やその他補助制度など国からの財政支援と、過疎債、辺地債など有利な起債の充当により、事業の進捗を図るものとする。

5. 計画路線

(1) 対象路線の選定

本計画の対象路線は、重点的に整備を進める路線とし、下記に示す整備目的の項目に該当し、事業効果の発現が見込まれるものとする。

本計画に該当しない路線は、維持管理計画の生活道路の整備、その他整備内容に応じた事業により実施するものとする。

なお、道路事業以外の政策目的により実施する道路整備は、それぞれの事業枠によるものとし、本計画の事業枠外とする。

《整備目的》

- ①市役所(本庁、総合センター)及び交流センターなどの拠点施設や高次医療施設への主要アクセス道路となる路線
- ②主要幹線道路(国道、県道、高速道路)に接続、またはバイパスとなる路線
- ③避難経路として整備が必要な路線
- ④バス路線及び鉄道駅等へのアクセス道路となる路線
- ⑤市内観光地への主要アクセス道路となる路線
- ⑥企業・住宅団地整備関連道路及びその他の事業関連道路となる路線

(2) 優先順位

対象路線の優先順位は、別紙「路線の評価基準」により道路ネットワークの位置付けや交通量、バス路線や緊急輸送路の指定状況による客観的な判定を基本とし、緊急性や必要性を考慮のうえ、総合的な判断により決定する。

6. 計画の実施

道路整備計画では、今後必要となる事業費を令和4年7月時点で約30億円と見込んでいる。

このことから、本計画の基本方針を踏まえ、優先順位の評価や有利な財源の確保、事業費の平準化など、市の財政計画との整合性を図った年次計画を作成し、進捗状況の把握と見直しにより計画の実現を目指す。

また、道路の整備には、専門的知識が求められることから、技術系職員の配置や人材育成を進めるとともに、資格取得の奨励や研修、講習会等への積極的な参加により、担当職員の技術力向上に努める。

別紙

路線の評価基準

評価項目	配点	評価基準
道路ネットワークの 位置付け	4	広域道路網を形成する路線
	2	集落間をつなぐ路線
	1	その他の路線
公共・公益施設の有無	4	2つ以上の施設のアクセス道路となっている
	2	1つ以上の施設のアクセス道路となっている
	1	沿線に対象となる施設がない
沿線の家屋密集度	4	沿線集落の戸数が50戸以上ある
	2	沿線集落の戸数が25戸以上ある
	1	沿線集落の戸数が25戸未満
バス路線	2	該当
	1	非該当
緊急輸送道路の指定	2	指定区間
	1	指定区間でない